

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1092号

チエーンソー技術研修開催のご案内

林業技術者育成研修事業として、チエーンソーに関する技術研修を実施します。チエーンソーの免許は取得したけれど、使い方に自信のない方、メンテナンス方法等を知りたい方などは是非ともご参加ください。

【日時】12月10日(土) 午前9時～

【場所】吉野川ふれあい広場(旧自動車教習所)

【受講資格】

「伐木等業務」に関する特別教育「を修了した者

【研修内容】丸太を使ったチエーンソーの練習

受け口、追い口の作り方

【持ち物】

作業できる格好、「伐木等業務」に関する特別教育「

修了証(持っていない方は)チエーンソー、メンテナンス

手道具、安全保護具

【申し込み締め切り】12月2日(金)午後5時まで

【参加費】無料

【申し込み先】まちづくり推進課 林業担当

電話 76-39116

FAX 76-26043

Eメール rnsih@town.motoyama.lg.jp

※メールでお申し込みの際は、氏名、生年月日、電話番号、住所、を記入してお送りください。

「本山まるごと」応援

スタンプラリー Part 2

第一回抽選会を開催しました

現在開催中である「本山まるごと」スタンプラリーは、応募総数1,848件による第一回抽選会を11月2日に行いました。

●一回目の当選口数は以下の通り

S賞…2万円相当の地場産品+3万円分の商品券3本(150件中)

A賞…2万円相当の地場産品15本(171件中)

B賞…1万円相当の地場産品25本(449件中)

C賞…3千円相当の地場産品100本(1073件中)

賞品は12月上旬から随時発送いたします。

引き続き、「本山まるごと」スタンプラリーへのご参加よろしくお願いします。

【本山まるごと」応援スタンプラリーの概要】

①開催期間 令和4年8月1日(月)～令和5年1月31日(火)

②第一回抽選 令和4年11月上旬

第二回抽選 令和5年2月上旬

※当選は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

③500円のお買い物ごとにスタンプを1個合紙に贈呈します。ただし同一店舗で同じ合紙に押すことは不可。



④スタンプ数に合わせて左記の賞品に応募することができます。

12個…S賞2万円相当の地場産品+3万円分の商品券(計6本)

9個…A賞2万円相当の地場産品計30本

6個…B賞1万円相当の地場産品計50本

3個…C賞3千円相当の地場産品計200本

【対象店舗】

本山町ホームページ及び全戸配布チラシを参照

【問い合わせ先】 まちづくり推進課産業振興班

電話 76-39116

「はら」の悩みごと相談所

開催について

高知よさこい咲都合同庁舎で「はら」の悩みごと相談所が左記のとおり開催されます。回会場において、人権擁護委員が地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けいたします。皆様、お気軽にお越しください。

※事前予約制です。左記のお問合せ先にてご予約ください。

お問い合わせ先 相談は無料で秘密は厳守します。

【日時】12月7日(水) 午前10時～正午

午後1時～午後4時まで

(相談受付は12月6日午後3時30分まで)

【内容】差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等家庭及び近隣関係等における法律・人権問題に関するあらゆる相談

【相談担当者】弁護士資格を有する人権擁護委員

【会場】高知よさこい咲都合同庁舎7F会議室

(高知市米田町2丁目2-10)

【問い合わせ先】高知地方務局人権擁護課

電話 0888-08221-31503

マイナンバーカード

未就学児の役場窓口交付について

マイナンバーカードの受け取りには、本人の来庁が原則となっていますが、申請者本人が未就学児に限り、法定代理人（保護者）が窓口に来ていただくことで、交付が可能となりました。

なお、受け取りの際には、法定代理人（保護者）の本人確認書類及び該当未就学児の本人確認書類が必要となります。

詳しくは、住民生活課住民班マイナンバー係へお問い合わせください。

【問い合わせ先】住民生活課住民班 76-2113

本町町民も店舗活用い

向けて意向調査のご依頼

空き店舗活用に向けた町の取り組みを計画しております。店舗を所有しているが、現在営業を行っていない、貸したいけれど借り手がないなどでお困りの方は、「お気軽に左記連絡先」にご相談ください。耐震や修繕の必要具合等を確認し、活用方法をもとに検討いたします。

【お問い合わせ先】

- ① 対象物件の場所
 - ② 対象物件の登記名義人名、申請者の連絡先
 - ③ 対象物件を管理していた業種、お店を閉めた年月日
 - ④ 設備状況
 - ⑤ 対象物件の建築図面等の平面図があるか
 - ⑥ 立ち回りの様子、内見が可能か
- 【問い合わせ先】
まちづくりの推進課 産業振興班 76-3091

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間です！

犯罪の被害に遭った人が平穏な暮らしを取り戻せるよう、国や県、市町村と民間支援団体等各機関が連携し、支援に取り組んでいます。その取り組みの一つとして、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」と定め、犯罪の被害に遭われた人への理解をより一層深めるために集中的な啓発事業を行っています。

誰もがある日突然、犯罪被害者になる可能性があります。一人が悩まず、まずは相談してください。

・犯罪被害者ホットライン（警察）
電話088-807-13110

・こちち被害者支援センター
電話088-854-7867

・性暴力被害者サポートセンター
電話080-6883-3500

・役場総務課
電話76-22233

LINEで停電情報をお知らせします

四国電力送配電株式会社では、停電情報を迅速にお届けするためのLINE公式アカウントを活用したサービスを配信しています。お客様が事前に指定したエリアで停電が発生した場合、「停電発生」と「停電復旧」のタイミングで停電情報を自動的にお知らせします。登録・利用は無料（LINE通信料はお客様負担となります）ですので、LINEに備えてぜひ、登録してください。

登録は、LINEのホーム画面で「四国電力送配電」と検索するか左記のQRコードを読み取ってください。



設定方法については、四国電力送配電株式会社のホームページを確認ください。
https://www.yonden.co.jp/nw/cnt_line-noti-ce/index.html

【問い合わせ先】 四国電力送配電株式会社
ネットワークコールセンター
電話 0120-410316

受付時間 午前8時40分～午後5時20分

国内で鳥インフルエンザが

発生しています

11月1日時点で、国内複数箇所が高病原性鳥インフルエンザにのり死亡した野鳥が確認されております。

飼養農場へ立ち入る際の車両及び人の消毒等については徹底していただいているところですが、なお一層、農場への車両等を介した本病ウイルスの侵入防止対策にご理解とご協力をお願いします。また、消毒用石灰について、まちづくりの推進課で配布しております。

なお、鳥インフルエンザは、肉や卵を食べることによる、人への感染の可能性はありません。高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、感染した鳥や同一農場の家畜は全て殺処分されるなどの措置が行われますので、市場に出回ることはありません。

また、町内において、野鳥が大量に死んでいる大きな野鳥が死んでいる等の事案がありましたら、本町まちづくりの推進課までご連絡ください。

【問い合わせ先】

まちづくりの推進課 電話 76-3091

令和5年度野生鳥獣に強い

県づくり事業について

本町では、鳥獣被害防止柵の購入費用に対し、一部補助を行う、「野生鳥獣に強い県づくり事業」について来年度の事業要請書の受付を行います。

【受付期間】 11月16日～12月6日

【事業概要】

○対象鳥獣：シカ、イノシシ、サル等

○補助対象柵の種類、補助率

・ステンレス入りのネット柵(シカ用)

→ 事業費の5/6

・金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、複合柵

→ 事業費の1/2

※補助対象経費は、上限単価に基づいて決定します。上限単価は変更になる場合もございます。



補助対象経費	上限単価
ステンレス入りネット柵	1,090 円/m
金網柵	1,970 円/m
ワイヤーメッシュ柵	1,290 円/m
電気柵	1 段当たり 148 円/m
複合柵	(注) 複合柵についてはそれぞれ の上限単価を足し合わせた額を 上限単価とする

【補助要件】

受益戸数3戸未満又は費用対効果1未満であること

【申し込みの際の注意】

◆予算の範囲内での事業の決定となります。申込者全員が対象とはならない場合がありますので、あらかじめご理解ください。

◆補助対象柵の「経費および仕様(柵の長さ等)」の確認を行います。「見積書」など、詳細が分かる資料のご用意・ご提出をお願いします。

【申し込み及びその他詳細の問い合わせ先】
まちづくり推進課 76-3916

「本山町年末年始応援

地域振興券」を郵送します

「コロナ禍における原油価格および物価高騰による影響を受けた町内の商工業者の支援と、地域における消費を喚起・下支えするため、11月1日時点を基準日と定め、本山町に住民票を置いている方全員を対象として「本山町年末年始応援地域振興券」を配布いたします。12月上旬までの各世帯に郵送いたしますので、地域経済活性化のため、ぜひご利用ください。

【概要】

①使用期間 令和4年12月19日(月)～

令和5年1月31日(火)

②額面 1冊10,000円分の地域振興券

(80円×20枚綴)

※1人につき1冊配布いたします。

【商品券の使用できる店舗】

プレミアム付商品券加盟店は原則利用可

本山町ホームページ及び全市配布チラシを参照

【問い合わせ先】 まちづくり推進課産業振興班

電話76-3916

【本山保育園児

クリスマスリース展示】について

本山保育所の5歳児が作製したクリスマスリースをサンシャイン本店内に展示しています。この作品は、園児達に森林や環境に対する関心を深めてもらうために、「緑の募金」を一部活用して実施されたものです。お立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。

【展示期間】 11月18日(金) 午前10時～

12月23日(金) 午前10時

【問い合わせ先】 まちづくり推進課内

高知県森と緑の会本山町支部

電話 76-3916



【起業に関する意向調査のご依頼

まちづくり推進課及び商工会では、町内で起業を考えている方を対象として、現状の施策に関する満足度や今後の施策に関する意向を調査し、次期起業向け支援制度(空き店舗の活用等を含む)の参考とするため、意向調査を実施し、ニーズの把握を行います。

ご協力いただける方は、本山町もしくは商工会に備え付けの「起業に関する意向調査票」(ホームページからもダウンロード可)にご回答いただき、左記までご提出ください。

※締切り：12月16日(金)

ご回答いただいた内容は、支援制度の参考にさせていただきます。なお、回答結果を基に、詳細な内容について直接連絡させていただく場合もありますので、ご了承ください。

【問い合わせ・提出先】

まちづくり推進課 産業振興班 76-3916

本山町商工会 76-2160

はじめしてみよう！エシカル消費

日々の買い物で社会貢献

●「エシカル消費」って何だこら？

「エシカル」とは、「倫理的・道徳的」という意味で「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したもので、サービスを選んで消費することです。ものやサービスを選ぶとき、「人を傷つけていないか」「地球に負担をかけていないか」などを考えれば、それはすべて「エシカル消費」です。

日々の買い物なんて微々たるもの、と思う人もいるかもしれませんが、日本の経済全体の約6割が家計の支出です。「環境にいいもの」「人を傷つけないもの」を選んで購入すれば、それを作った人や企業は継続・発展します。「環境にゆくないもの」「人を傷つけるもの」を選ばなければ、それを作った人や企業はいずれなくなります。私たちの「買う・買わない」という選択は社会を変える力を持っています。

●環境に配慮した消費

必要なものを必要な量だけ買い、ごみを減らしましょう。食品は消費期限の近いものを選択すれば食品の廃棄を減らすことができます。

〈例〉

- ・使い捨てのものより長く使えるものを選ぶ。
- ・リユース、リサイクルできる製品を選ぶ。
- ・グリーン購入を心がける。

●「人」や「社会」に配慮した消費

価格は適正でしょうか？極端に安い製品は、開発途上国の子供などが低賃金で違法に労働させられてつくられたものや、環境破壊の問題が潜んでいるかもしれません。フェアトレード(公正貿易)であるか確認しましょう。

●「地域」に配慮した消費

地元で生産されたものを、地元で消費する「地産地消」は買う人は新鮮な食材が手に入り、生産者や地域にお金が還元され、地域の活性化につながる消費です。

普段の買い物から「似合うかな？」「おいしいかな？」「値段はいくらかな？」と考えるのには、「どこでつくられているのかな？」「環境によさしいかな？」を加えてみてください。それが社会を変える「エシカル消費」の第一歩です。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76-3916

【窓口便り 10月末】

人口総数 3,303人

男 1,554人 女 1,749人

(前月比 2人増)

世帯数 1,852世帯(前月比 5世帯増)

前年度10月末現在人口 3,347人

死亡 10人(男 6人 女 4人)

お名前	世帯主	年齢	地区
藤原 怜	本 人	90歳	二区
下池 忠美	本 人	89歳	三区
小笠原 友和	小笠原 公男	47歳	三区
高橋 深	本 人	91歳	四区
朝比奈 徳子	本 人	92歳	五区
筒井 益喜	筒井 哲詩	98歳	木能津
松繁 初代	松繁 康雄	98歳	木能津
			他3名

カレンダー

12月			
1	木	17	土
2	金	18	日
3	土	19	月
4	日	20	火
5	月	21	水
6	火	22	木
7	水	23	金
8	木	24	土
9	金	25	日
10	土	26	月
11	日	27	火
12	月	28	水
13	火	29	木
14	水	30	金
15	木	31	土
16	金		

※検診等、健康相談に関する問い合わせは、保健センター（Tel 70-1060）まで。
 ※納税に関する問い合わせは、住民生活課 税務班（Tel 76-2115）まで。